

平成26年12月15日 制定

2021年3月22日 改正

2025年9月29日 改正

一般社団法人日本冷凍空調工業会 競争法コンプライアンス指針

1. 基本方針

一般社団法人日本冷凍空調工業会（以下、「本会」という）は、本会活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」および諸外国の競争法（以下併せて「競争法」という。）を十分尊重し、これを遵守する。

本会は、「競争法」ならびに「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を尊重し、本会の活動が市場の公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分な注意を払い、会員が安心して活動ができる環境を整えるためにこの指針を定める。

2. 禁止事項

本会における諸活動及びそれを行う者は、「価格制限行為」、「数量制限行為」、「顧客、販路等の制限行為」、「設備又は技術の制限行為」、「参入制限行為等」、「その他、競争法に抵触するおそれのある行為」、およびその疑いを惹起する行為を行わない。

3. 会議の運営上の対応

(1) 会議の開催にあたっては、本会役職員が出席することを必須とする。

尚、本指針における「会議」とは、委員会、WG、分科会、などの、会員が集まり相互に意見交換する場（本会役職員が出席するものに限る。）をいう。

(2) 会議の開催は事前に、議題を明確に連絡する。会議においては、前項の禁止事項にあたる議論、意見交換、及び資料配布等を行わない。

(3) 会議において、競争法上問題となるおそれのある発言があった場合、議長又は本会役職員は発言者に対し発言の中止を要請する。中止の要請が受け入れられない場合、議長は、即時、会議を閉会しなければならない。本会役職員は、閉会后、直ちに本会の競争法コンプライアンス責任者（5.項に規定）に報告し、適切な処置を行うものとする。

(4) 本会役職員は、会議閉会后、速やかに議事録を作成し、会議関係者に開示を行う。

(5) 会議に出席する会員及び本会役職員は、本会の活動が円滑に遂行できるように、この指針の下で会員相互の公正かつ健全な連携に資するよう行動することが求められる。

4. 統計・予測事業について

本会は、別途制定した「冷凍空調機器統計規程（2021年3月）」を踏まえ、冷凍空調機器業界の市場における公平かつ自由な競争を阻害することのないよう、本会の統計・予測事業を管理運営する。

5. 競争法コンプライアンス責任者

本会の競争法コンプライアンス責任者を専務理事とし、関連業務は総務部長が所掌する。

6. 研修の実施

本会は、本会役職員に対して競争法コンプライアンスに関する研修を定期的の実施し、各人の知識向上とその維持に努める。

7. 本指針の周知徹底

本会は、本指針をホームページに公開する等、会員および本会役職員への周知徹底を図る。

以上